UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

WORKING WITH
MEN AND BOY SURVIVORS
OF SEXUAL AND GENDER-BASED VIOLENCE IN FORCED DISPLACEMENT
移動を強いられた性およびジェンダーにもとづく暴力のサバイバーである男性・少年の問題への取り組み

NEED TO KNOW GUIDANCE 4
必須ガイダンス　4

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

無料で配布し、かつUNHCRが出典として明記されている場合に限り、UNHCRの事前の許可なく、本ガイダンスの複製、他言語への翻訳または現地のニーズに合わせた修正を加えることができる。

© 2012, United Nations High Commissioner for Refugees

Division of International Protection
United Nations High Commissioner for Refugees
94, rue de Montbrillant
1202 Geneva, Switzerland
Email: HQTS00@unhcr.org
www.unhcr.org

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

目次

目的 2

概要 3

UNHCR 職員・パートナー機関・サバイバー・コミュニティへの重要なメッセージ 6

包含的な SGBV プログラムを計画するための重要な考慮事項 8

主要文献 16

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

2 ページ

目的

難民[1]男性および少年は性およびジェンダーにもとづく暴力（SGBV）の対象となることがある。それらのサバイバーは特別な健康・心理社会・法律・安全上のニーズを持つが、自分の経験について話し合い、必要な支援を受けるのが難しいと感じることが多い。UNHCRとそのパートナー機関はこれらの困難に対処するための措置を講じることが重要である。このガイダンスは性およびジェンダーにもとづく暴力に関するプログラムは男性・少年も対象とする必要性があることを強調し、サバイバーへのアクセス、報告促進、保護の提供、基本的な医療・法的支援・社会的サービスの実施について助言することを目的としている。[2]

[1] このガイダンスは難民と難民の話に焦点を当てている。しかし、このガイダンス中の助言は庇護希望者、帰還民、無国籍者、国内避難民およびその他UNHCRの関心対象者にも関連する。

[2] このガイダンスでは、防止戦略ではなく、サバイバーの支援に焦点を当てる。

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

3 ページ

概要

紛争状況における女性・少女に対する性暴力は、戦争の武器として理解されるようになっている。[3]性暴力の防止と被害者の救済は極めて不十分なものに留まっているものの、長年に亘る国内外でのアドボカシー活動の結果、女性・少女に対する性暴力を法律で禁止する国が増えている。また、女性・少女に対する性暴力は人の移動の文脈においても中心的な保護上の懸念事項となっている。他方、男性・少年に対する性暴力はあまり理解・認知されていない。[4]しかし、男性・少年に対する性暴力は紛争・移動の状況で頻発する保護上の懸念事項であることが次第に明らかになっている。[5]性暴力が逃避の原因となることがあり、一部の難民男性・少年にとっては、庇護国内での脆弱性の主な原因ともなっている。

男性を本質的に強く、女性・子どもを守る存在と位置付け、ジェンダー間の不平等を助長するような社会的、文化的な規範が存在する場合、ジェンダー・アイデンティティを揺るがすような攻撃は強力な戦争の武器となる。

---

3 女性・平和・安全に関する主な国連安全保障理事会決議は、1325 号、1820 号、1888 号および 1960 号である。

4 Sandesh Sivakumaran, “Lost in translation: UN responses to sexual violence against men and boys in situations of armed conflict”, *International Review of the Red Cross*, Volume 92, Number 877, March 2010（ロスト・イン・トランスレーション：武力紛争における男性・少年に対する性暴力への国連の対応）参照。

5 性暴力は一般的に過小に報告されているが、特に男性・少年に対する暴力は実際よりかなり少なく報告されているため、本段階では男性・少年に対する性暴力の一般発生率を挙げることは難しい。また、紛争中におこる男性に対する性暴力に関する研究はほとんど存在しない。（ただし、コンゴ東部については、http://jama.ama‐assn.org/content/304/5/553.short を参照のこと。) IASCガイドライン（2005 年）は以下のように記している。「しっかりと制度が整った国においても性暴力は過小報告されており、緊急事態において問題の規模を正確に測ることは不可能ではないにせよ、困難であることを忘れてはならない。そのため、すべての人道関係者は、具体的で信頼できる証拠の有無に関らず、ジェンダーにもとづく暴力、特に性暴力が起こっており、深刻で生命を脅かす保護上の問題であると仮定・確信するべきである。」

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

4 ページ

性的関心や性的指向に関する社会的な規範や禁忌によって同性間で関係をもった者が疎外や汚名の対象となる場合[6]、男性に対する性的な攻撃は男性自身や加害者が考える男性らしさを損なわせるだけでなく、サバイバー自身、加害者、さらにコミュニティによって被害者男性の性的指向またはジェンダー・アイデンティティの表現と見なされることがある。[7]

男性・少年に対する性暴力には、意に反する性的行為（強姦を含む）[8]や様々な性的拷問が含まれる[9]。強姦の加害者は自分の身体の他、武器や物を使用することがある。性暴力行為は直接の身体的危害をもたらすだけでなく、サバイバーの脆弱性を強調し、サバイバーの男性らしさ、性的関心、性的能力、ジェンダー・アイデンティティを揺るがすものである。[10]そのため、性およびジェンダーにもとづく暴力の男性サバイバーは身体的、心理的、社会的な影響を受ける。女性サバイバーと同様、身体的な傷だけでなく、心理的な苦痛、鬱、親密な関係における障害、社会的汚名、社会における疎外や孤立、特定の生業ができなくなること、そして法的救済の欠如にも苦しむことが多い。

文化的、宗教的な禁忌と結びついた根強いジェンダー規範や限られたサービスによって、男性が自らの性暴力の経験について明かすことは非常に困難になっている。また、支援者が男性のSGBV経験を認めないこともある。[11]男性サバイバーの経験を認めることは特に男性の弱さを露呈し、コミュニティの名を汚すものであると見なされることがあるため、コミュニティは男性サバイバーの経験を認めることに消極的であることが多い。

性暴力が対処されずに放置された場合、その影響は紛争・移動の文脈に特有なリスクを増幅させ、サバイバーの社会的、経済的福祉を深刻に害する。個人、世帯およびコミュニティ全体に対する性暴力の影響は社会的関係を著しく損ない、平和や安全、そして恒久的解決の可能性をむしばむ。

6　法律が同性間の関係を禁止し、特に合意に基づく行為と合意によるものではない行為を区別していない場合、同性間で関係を持った者に対する疎外や汚名は深刻化する。

7　特に性暴力の間に生理的覚醒（このような状況下における生理的覚醒とは身体の肉体的反応であり、性的快楽は認められない）を経験した男性が、これをおそれる可能性がある。

8　自分自身が強姦されることに加え、男性・少年は妻、姉妹、娘または母親が強姦されるのを目撃することを強要されることがあり、時には男性・女性近親者を強姦することを強要される。

9　多くのサバイバーが自分の強姦経験を拷問として描写することを嫌うことに注意しなくてはならない。

10　ジェンダー・アイデンティティ、性的指向および関連する脆弱性に関する詳細については、必須ガイダンス 2「移住を強いられたレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの問題への取り組み」を参照のこと。

11　性暴力のサバイバーに対する医療サービスが婦人科に置かれている国もある。

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

5 ページ

男性に対する性暴力は強制移動・庇護の状況における脅威でもある。深刻な生活苦に直面した場合、住居や食料を引き換えとした性的搾取や虐待、その他の形態のサバイバル・セックスのリスクに男女共に晒される。拘禁された男性は釈放を引き換えとした強姦のリスクや性的接待を要求されるリスクに晒されることもある。庇護と紛争の状況は異なるが、サバイバーの基本的な保護上のニーズは同じである。

6 ページ

UNHCR 職員・パートナー機関・サバイバーおよびコミュニティへの重要なメッセージ

- SGBV は女性･少女と同様に、男性･少年にとってのリスクでもある。この現実は SGBV 防止・対処を目的としたあらゆるイニシアチブ（サバイバーの司法へのアクセス向上を目的としたイニシアチブを含む）の企画・実施において、体系的に反映されなくてはならない。

- 多くの移動の文脈において、男性・少年は意に反する性行為を強制される可能性がある。また、サバイバル・セックスを余儀なくされることもある。紛争状況においては、女性・少女と全く同様に、戦争の武器としての強姦行為の対象となることや、その他の形態の性暴力に晒されることがある。

- 性暴力は、無力化、支配、男性らしさの概念を損なうための手段として、男性に加えられる。

- サバイバーの性別、推定されるまたは実際のジェンダー・アイデンティティ、性的指向を問わず、強姦は強姦である。すべての国が男性の強姦を犯罪としてみているわけではないが[12]、男性の強姦はすべて国際人権法に反する。

- 性別・年齢を問わず、性暴力のサバイバーは汚名を着せられたり、疎外されたりするべきでなく、またケアを受けずに放置されるべきではない。

- 合意に基づく性的関係においては、大抵の場合、性的行為と自分で認識している性的指向やジェンダー・アイデンティティの間に調和が見られる。しかし、強制下においては、性的行為と自認する性的指向やジェンダー・アイデンティティが一致しないこともある。例えば、挿入を伴う強制的なセックスによって男性・少年が同性愛者になるわけではなく、男性が女性に、少年が少女に変わることはない。

---

[12] 国内法における強姦の定義は男性を除外していることが多い。

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

7 ページ

- 汚名を着せられうるということが、サバイバーが被害を報告し、助けを求めることの妨げとなることがあり、そのため SGBV サバイバーが時宜を得た治療を受けることを妨げる最大の障壁の一つとなっている。

- それぞれの文脈に特有なジェンダー規範を理解することは、SGBV サバイバーを対象とした効果的な介入措置を企画するために不可欠である。

- 女性・少女の場合と同様、男性・少年のサバイバル・セックスの主な原因は、他に生き残るための選択肢や生活手段がないことである。

- 男性・少年に対する性暴力を放置することにより、極端な場合には暴力に訴えるなど、サバイバーが有害なコーピングメカニズム（対処行動）をとる可能性があり、家族やコミュニティに長期的な悪影響をもたらすことがある。

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

8 ページ

包含的な **SGBV** プログラムを計画するための重要な考慮事項

根深い社会的規範やジェンダーに関する認識、社会的汚名、性や性的関心に関する議論に関する文化的禁忌により、男性・少年の性暴力のサバイバーが被害を申し出ることが困難になっている。そのため、男性・少年のサバイバーは静かに苦しんでいることが多い。さらに、男性や少年が被害を訴えても支援者が耳を傾けず、信じないことが多い。多くの場合、男性・少年サバイバーの経験や被害後の福祉・自立能力への影響の深刻さについて、支援者は認識していない。こうした問題は、男性・少年の SGBV 被害状況やその影響、またはサバイバーのニーズへの対処法に関する意識の低さやトレーニングの欠如によるものであることが多い。

SGBV プログラムに関与する職員・パートナー機関は、男性・少年のサバイバーの経験について、はっきりと認識すべきである。また、男性・少年のサバイバーの秘密保持に対する権利を尊重し、男性・少年のサバイバーを彼らの特有のニーズを満たすプログラムの対象とすべきである。以下を守ることは、男性、女性、少年、少女を含む包含的なプログラムを促進する一助となるだろう。

注意を払う：サバイバーを特定するための指標

男性サバイバーが SGBV の発生を直ちに報告することはまれである。SGBV の身体への影響に対して緊急の介入が必要となった場合にのみ、SGBV を報告することが多い。男性や少年の中には、SGBV の発生から数年が経過した後にやっと支援を求める者もいる。

以下の振る舞いは必ず現れるわけではない。しかし、性暴力の男性サバイバーには以下の振る舞いが見られることが非常に多い。

- 落ち着いて座ることができない。椅子の端に座ったり、インタビューやミーティングの間、立ったままでいることを求めたりする。

- 直腸の問題が疑われる腰部の問題を訴える。

9 ページ

- めったに視線を合わせない。

- 高レベルの怒りや神経過敏を示す。

- 高レベルの同性愛嫌悪を示す。

- インタビュー担当者のジェンダーについて、強い優先傾向を示す。[13]

- 明らかに関係のない他の保護上の懸念について、それが効果的に対処された後でも繰り返し議論しようとする。

アクション

- こうした兆候に注意を払い、対応する。

- 適切な場合は、内密に、十分な配慮をもって、緊急医療サービスに関する情報やその他のあらゆる利用可能なサービスに関する情報を提供する。

- サバイバーが機微な問題について話したいと思った場合、そのような問題は機密情報／部外秘として扱うことができる旨を伝える。

カウンセリングを受けた女性が自分の男性パートナーに関して以下の報告をした場合、男性が性暴力を受けた可能性に注意すること。

- 性的関心を失い、愛情行為を拒否する。

- 他者だけでなく、自分の子どもに対しても親しみを感じることができない。

- 社会やコミュニティの活動・会合場所から遠ざかる。

こうした振る舞いは、サバイバー自身、家族または友人によって報告されることがある。

[13] インタビュー担当者のジェンダーの選択は、サバイバーに極めて特有なものと思われる。男性によるインタビューを好む人もいれば、女性によるインタビューを好む人もいる。

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

10 ページ

男性および少年のサバイバーのニーズを理解する

少年・男性サバイバーの以下のニーズを特定し、対処すべきである。

医療　性暴力の身体への影響として、直腸・性器の損傷、尿・性感染症、性機能障害がよく挙げられる。適切な医療サービスを利用できないことも多い。医療スタッフによる立ち入った質問（または立ち入った質問をされることへの恐れ）は、サバイバーが支援を求める妨げとなる。

メンタルヘルス　精神的症状としては、自尊心の喪失、鬱、絶望、不安感、怒り（復讐願望を含む）、恥辱感、屈辱感、憤り、フラッシュバック、悪夢、罪悪感、感情の麻痺、触れられることへの嫌悪感、家庭や社会活動から遠ざかること、加害者を連想させる特定の人（兵士や警察など）に対する恐怖、睡眠・摂食障害、薬物・アルコール使用の増加、自殺傾向などが挙げられる。

ソーシャルヘルス　配偶者に見捨てられるなどの家族内での困難に加え、サバイバーは孤独を経験することが多い。また、被害の事実が知られた場合、社会的に汚名を着せられ、コミュニティから疎外されることもある。サバイバーは家庭内における尊敬を失った上、礼拝、娯楽、雇用の場から排除されるかもしれない。信じてもらえないことへのおそれが、サバイバーが支援を求める妨げとなる場合もある。自分はもはや男ではないのではないかと恐れるサバイバーも多い。また、サバイバーが若く、独身である場合、将来、家庭を築けないのではないかと思うこともある。

生活支援　治療の前後や治療中、多くのサバイバーが肉体的労働に従事できなくなる。治療（特に外科的介入）後の回復期、サバイバーには 6 ヶ月から 12 ヶ月の収入・住居支援が必要かもしれない。十分に回復した後は、生活の手段を再確立するための支援を行うことにより、サバイバーがリスクの高いサバイバル戦略をとる可能性を減らせるであろう。

法的保護　法律上の強姦の定義は女性や子どもを対象としていることが多く、成人男性が強姦罪について訴えることを不可能にしている。同性間の関係が刑法犯罪とされている場合、男性サバイバーは性的指向について取調べを受け、同性間関係を持ったことについて訴追されるおそれがある。多くのサバイバーは司法制度を信頼しておらず、事件について報告しない。訴追されないことにより、SGBV 犯罪が繰り返されるリスクが高まることもある。

11 ページ
全職員が包括的な SGBV を理解するための研修を受ける。

職員・支援者自身が、サバイバーが持っているようなジェンダーに関する規範や文化的禁忌を共有していることも多い。職員・パートナー機関が男性・少年に対する性暴力や少年・男性によるサバイバル・セックスに影響を及ぼしている搾取的な状態について聞き取り、十分な配慮を持って対処するためには、ジェンダー・性的関心・性的指向と性的暴力の区別や関連性についての徹底的な研修が欠かせない。特定の性的行為を強制される人とその人の性的指向やジェンダー・アイデンティティの区別について理解することが不可欠である。そのような区別について十分理解していない場合、男性の家族やコミュニティ内での立場を脅かし、男性と家族の苦痛を長期化させてしまうこともある。

アクション

- 自分のジェンダーに対する思い込みや固定観念（男性の SGBV に対する（非）脆弱性や SGBV が生む危害に関するものを含む）について吟味し、内省する。

- 研修、指導を受けながらの議論、ドキュメンタリーなどの意識改革のための教材の使用を通じて意識を向上させる。

- 関連する専門性を有する機関と戦略的パートナーシップを構築する。

- UNHCR・パートナー機関の職員に対して、特に保護の問題や必要不可欠なサービス・カウンセリングに関する研修を行う。

インタビューにおいてサバイバー個人と協働し、信頼関係を構築する

多くのサバイバーが、初回のインタビューでは性暴力の経験について明かさない。そのため、初回インタビュー以降に供述された内容も真摯に受け止めるべきであり、その人が追加的な支援や資源または第三国再定住を求めていると推測するべきではない。緊急の医療上の介入が必要な場合にのみ、自分の経験を報告する男性サバイバーが多い。

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

12 ページ

職員が男性の医療上のニーズを認識し、迅速に対処した場合、信頼関係が生まれ、男性・少年が性暴力の経験について完全に打ち明けられるようになることも多い。

アクション

- 性暴力被害の兆候（8 ページと 9 ページを参照）に注意する。

- 可能な場合は、サバイバー自身にインタビュー担当者を男性にするか、女性にするかを決めさせる。[14]

- サバイバーが若年である場合、担当者は子どものインタビューの詳細について研修を受けている必要がある。

- 通訳が必要な場合、サバイバーに通訳を選ばせる。

- 被害経験の描写が完全であるほどケースの理解が容易になり、フォローアップ・ミーティングが可能となることをサバイバーに説明する。

- 直ちに処置を必要とする医療上の問題があるか尋ねる。

- サバイバー自身による話や被害の位置付け方を尊重する。ノートを取り、聞き取った話を再度本人に報告することによって、その姿勢を示す。サバイバーの経験を再定義（例えば、強姦を拷問と再定義するなど）しようとしない。

- サバイバーが同意し、実行が可能な場合、直接影響を受ける個人を最大限に支援するため、個別カウンセリングの対象を配偶者、家族、ホストファミリーといった支援者まで拡大する。

- 怒りの感情の正当性を認め、こうした感情を積極的な方向に向かわせる方法を探る。

- 強制された性的行為は必ずしもサバイバーの性的指向と結び付けられるものではないことを、サバイバーにはっきりと伝える。

[14] 多くのサバイバーは同性のインタビュー担当者を好むが、必ずしもそうとは限らない。可能な限り、サバイバーに選択肢を与えるべきである。

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

13 ページ

サバイバーによる支援を提供する

多くのサバイバーは、他のサバイバーも同様の経験または関連した経験を持つとは知らず、一人で対処しようとする。サバイバーによる自助グループに参加することにより、サバイバーは自分の経験をより大きな文脈に置くことができる。そのため、自助グループへの参加が人々に力を与え、癒しとなることがある。自助グループには、特に秘密保持に関して、注意深い管理が必要である。

アクション

- グループを形成し、集まることのできる安全な場所を提供する。

- グループに助言と支援を提供する。

- 支援者から照会されたサバイバーに対し、互助グループが存在することを伝える。

- 自助活動（例えば、病院訪問を通じて、メンバーが互いに助け合えるようにする）を奨励する。

- グループのメンバーが他のサバイバーをカウンセリングや法的支援のために照会できるようにする。

UNHCR・パートナー機関が SGBV を包含的に理解していることを難民・難民コミュニティに知らせる

コミュニティ全体が SGBV に関する問題について認識し、敏感であるべきである。また、男性も SGBV の被害者となりうることを理解すべきである。男性・少年は自分に対する性暴力の脅迫や事実が認識され、理解されることを知る必要がある。女性・少女は男性親族や友人が SGBV に苦しんでいる可能性があることを知り、男性に対する SGBV を深刻に受け止め、内密に対処するべきであると知る必要がある。

14 ページ

アクション

- 待合室、カウンセリングルーム、ミーティングスペースなどの要所にポスターやリーフレットを設置する。ポスターやリーフレットは、
  - 女性・少女と同様、男性・少年が性暴力のサバイバーとなる可能性があることを示す。
  - 支援を必要とする人のためのサービスや連絡先を記載すべきである。

- 難民のグループやコミュニティと説明会を実施する。様々な性暴力、男女に共通する脆弱性、男性・少年または女性・少女に特有な脆弱性について十分に説明し、サバイバーや家族が利用できる様々な支援サービスについて説明する。

- 難民グループがコミュニティ内で更にトレーニングを行うことを支援する。

標準運用手順（SOP）を確立する

女性や男性のサバイバーが必要とするサービスを提供するために、明確で効果的な照会システムを確立する。標準運用手順（SOP）[15]の形式で明確な手順を適用した場合、照会の質・迅速性が向上する。

アクション

- すべての当事者が合意した明確な手順または SOP を確立する。
- 手順・標準運用手順では各セクターの役割や主要アクターの責任を必ず定義し、詳述する。
- 手順・標準運用手順ではコミュニティとの協議およびコミュニティの関与を必須とする。
- 手順・標準運用手順の実施の定期的なモニタリングを必ず行う。
- 秘密保持を確保する。

---

[15] 例えば医療機関などは、特定の虐待に関する専用のSOPや手順を持っていることがある。その場合は標準運用手順に付属書として添付すること。

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

15 ページ

男性・少年サバイバーにへの保護を向上させる

性暴力の影響で一番分かりやすいのが身体および精神への影響であるが、関連する難民保護上の懸念にも対処が必要である。

アクション

- SGBVに関する保護･対応イニシアチブを企画する際、年齢、ジェンダー、多様性（AGD）アプローチ[16]を使用する。
- 男性の SGBV サバイバーへの対応を各国の SGBV 標準運用手順（SOP）や関連戦略のすべてに組み込む。
- SGBV 関連予算にはサバイバーの医療費、心理社会的な費用、回復期の基本的なニーズ（食料、住居）を支援するためのファンドを含める。
- 司法・警察・刑務所・収容所の職員、キャンプ管理者、職員、パートナー機関などを対象とした SGBV 研修内容に男性・少年に対する性暴力の問題を加える。
- 協力的で有能な支援者を特定し、支援者に対する具体的な照会ルートを確立する。必要な場合、照会ルートは性別で分けられるべきである。
- プロテクション作業部会や SGBV 作業部会が男性・少年に対する SGBV について認識し、ミーティングの議題として主流化することを確保する。
- プロテクション作業部会を利用し、すべての SGBV サバイバーを対象とし、必要に応じて性別や年齢で分けられた有効な照会ルートを構築する。国会議員やその他の政策立案者と協働し、強姦や性暴力の定義をジェンダーに配慮したものとするよう（男性に対する強姦の犯罪化を含む）奨励する。
- パートナーシップを構築し、収容センターや刑務所における難民・庇護希望者の拘禁の事例を見つけ、モニタリングする。

---

[16] UNHCRの 2011 Age, Gender and Diversity Policy: Working with people and communities for equality and protection（年齢・ジェンダー・多様性ポリシー：平等と保護のために人々・コミュニティと協働する）に示されている。

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

16 ページ

主要文献

- IASC, *Guidelines for Gender‐Based Violence Interventions in Humanitarian Settings: Focusing on Prevention of and Response to Sexual Violence in Emergencies*, Geneva (2005) (人道活動における性およびジェンダーにもとづく暴力への介入のためのガイドライン：緊急事態における性暴力の防止・対応を中心に) www.humanitarianinfo.org/IASC/downloaddoc.aspx?docID=4402.
- 国際刑事裁判所に関するローマ規程（1998 年）(原文：Rome Statute of the International Criminal Court (1998)) http://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/ADD16852-AEE9-4757-ABE7-9CDC7CF02886/283503/RomeStatutEng1.pdf.
- UNHCR, *Operational Protection in Camps and Settlements. A Reference Guide of Good Practices in the Protection of Resources and Other Persons of Concern* (June 2006)（キャンプおよび定住オペレーションにおける保護：難民およびその他のUNHCR関心対象者の保護におけるベストプラクティス（最適慣行）参照ガイド） http://www.unhcr.org/refworld/docid/44b381994.html.
- UNHCR, *Age, Gender & Diversity Policy, working with People and Communities for Equality and Protection* (2011)（年齢・ジェンダー・多様性ポリシー：平等と保護のために人々・コミュニティと協働する） http://www.unhcr.org/refworld/docid/4def34f6887.html.
- UNHCR「リスクが高くなっている個別ケースを特定するツール」（2010 年）（仮訳）（UNHCR, Heightened Risk Identification Tool (HRIT) (2010) ） http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c46c6860.html.
- UNHCR, *Action against Sexual and Gender-Based Violence: An Updated Strategy* (June 2011)（性およびジェンダーにもとづく暴力への対応：最新戦略） http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e01ffeb2.html.
- UNHCR「難民、帰還民、国内避難民に対する性およびジェンダーにもとづく暴力　防止と対応にむけたガイドライン（2003 年 5 月）（仮訳）(UNHCR, *Sexual and Gender-based Violence Against Refugees, Returnees and Internally Displaced Persons: Guidelines for Prevention and Response* (May 2003)) http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/3edcd0661.pdf.
- WHO, *Ethical and Safety Recommendations for Researching, Documenting and Monitoring Sexual Violence in Emergencies*, Geneva (2007)（緊急事態における性暴力の研究・文書化・モニタリングのための倫理・安全上の提言） http://www.who.int/gender/documents/OMS_Ethics&Safety10Aug07.pdf.

UNHCR, *Working with Men and Boy Survivors of Sexual and Gender-Based Violence in Forced Displacement* (2012)

ウェブサイト

- http://www.refugeelawproject.org/
- http://www.stoprapenow.org
- http://www.rhrc.org
- http://clinicalcare.rhrc.org/docs/facguide.pdf